



鳥取県公報

平成13年12月25日(火)

第7345号

毎週火・金曜日発行

目 次

調達公告 公募型指名競争入札の実施（農政課） 1

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業第2岸溝2期地区（薬師大橋）上部工工事
- (2) 工事場所 日野郡溝口町金屋谷
- (3) 工事内容

本件工事は、岸本町大原から溝口町福兼までを結ぶ農道の同町金屋谷地内の谷部を横断する橋りょう上部工の製作及び桁^{けた}の架設を行うものである。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：A活荷重

形 式：鋼中路式ローゼ橋（耐候性鋼材）

橋 長：L = 159.00m

支 間 長：157.99m

平面線形：直線及び曲線

斜 角：90°及び79°

幅 員：全体幅員 = 7.7m

道路幅員 = 6.5m

車道幅員 = 5.5m

架設工法：ケーブルエレクション斜吊り工法

- (5) 工 期 平成14年3月から平成15年10月30日まで
- (6) 予定価格 1,091,359,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体は、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- エ 平成13年12月25日（火）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成13年4月1日（日）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 平成3年度以降に道路橋における鋼製上部工の^{けた}桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。以下「経営事項審査」という。）の結果における鋼橋上部工の総合評価点が1,100点以上であること。
- イ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 平成3年度以降において元請けとして施工した同種工事の現場経験を有する者であること。
 - (イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 経営事項審査の結果における鋼橋上部工の総合評価点が1,000点以上であること。
- イ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年12月25日（火）から平成14年1月17日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

| | |
|---------------|---------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方農林振興局総務課（東部総合事務所内） |
| 八頭郡郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方農林振興局総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課（中部総合事務所内） |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県米子地方農林振興局総務課（西部総合事務所内） |
| 日野郡日野町根雨658-1 | 鳥取県日野総合事務所農林局農林総務課 |

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるところとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

